



® 平成30年 7 月 12 日 (木)

No. 14729 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第8回 標準必須特許の特許権侵害訴訟に
おいて、侵害行為の差止及び損害賠償が認められた事例 …… (1)

☆特許庁人事異動…………… (12)

中国知財の最新動向 第8回

標準必須特許の特許権侵害訴訟において、侵害行為の差止及び損害賠償が認められた事例

～西電捷通会社がソニー中国公司を訴えた紛争事件～

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

近時、いわゆる「標準必須特許」が世界的に問題となっており、米国のアップル、韓国のサムスン、中国の華為(ファーウェイ)等により世界各地で訴訟合戦が繰り広げられている。中国においても、

既にいくつもの訴訟が提起され判決が下されている。例えば、最近では、華為技術有限公司と米国のInterDigital Technology Corporation, Inc. (IDC) 等との間の標準必須特許をめぐる広東省高級人民法院での訴訟事件が注目を集めた。また、中国の国家発

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



展改革委員会が、無線通信分野で標準必須特許を有するクアルコムが行ったさまざまな行為が中国の独占禁止法にいう「市場支配的地位の濫用行為」に該当すると認定し、クアルコムに対し約1,000億円の課徴金を課した事件も注目された²。

以上のような背景の下で、日本企業・日系中国現地法人としても、いつ中国における「標準必須特許」に関わる紛争事件に巻き込まれてもおかしくない状況にある。「西電捷通会社がソニー中国公司を訴えた紛争事件」は、まさに日系中国現地法人が、中国における「標準必須特許」に関わる紛争事件の被告として訴えられた事件である。今後、他の日本企業・日系中国現地法人も、中国における「標準必須特許」に関わる訴訟事件の当事者となる可能性があるため、日本企業・日系中国現地法人としては、少なくとも、あらかじめ中国での議論状況をきちんと理解しておく必要があると思われる。

そこで今回は、「西電捷通会社がソニー中国公司を訴えた紛争事件」の概要について解説することとしたい。

Ⅱ 標準必須特許の特許権侵害訴訟において、侵害行為の差止及び損害賠償が認められた事例（西電捷通会社がソニー中国公司を訴えた紛争事件）

1 書誌的事項

第一審：北京知的財産権法院（2015）京知民初字第1194号

原告：西安西電捷通無線網絡通信股份公司（以下「西電捷通公司」という）

被告：ソニー移動通信產品（中国）有限公司（以下「ソニー中国公司」という）

判決日：2017年4月17日

出典：「商業秘密ネット」

<http://www.cnsymm.com/2017/0323/27810.html>

<http://www.cnsymm.com/2017/0323/27811.html>

第二審：北京市高級人民法院（2017）京民終第454号

上訴人（原審被告）：ソニー中国公司

被上訴人（原審原告）：西電捷通公司

判決日：2018年3月28日

出展：「中国知的財産権律師ネット」

<http://www.ciplawyer.cn/zpwxzl/138543.jhtml?prid=506>

「法妞問答」

<https://www.faniuwendu.com/paid/news/index/id/16107.html>

2 事件の概要

（1）事実関係

中国政府は、中国独自の無線LAN向けセキュリティ規格として、「WAPI」（Wireless LAN Authentication and Privacy Infrastructure）標準を支持・推進してきた。即ち、2003年5月12日、国家品質監督検査検疫総局は、GB15629.11-2003『情報技術システム間のリモート通信及び情報交換 ローカルエリアネットワーク及びメトロポリタンエリアネットワーク 特定要求 第11部分 無線LANメディアアクセス制御及び物理層規範』を公布した。しかし、2004年4月29日、国家品質監督検査検疫総局、国家認証認可監督管理委員会及び国家標準化管理委員会は、上記標準の強制実施を延期する旨の2004年第44号公告を公布した。そして、2006年1月7日、国家品質監督検査検疫総局及び国家標準化管理委員会は共同で、無線LANの安全に関わる部分に修正を行ったGB15629.11-2003/XG 1-2006標準を公布した（上記の両標準を「係争標準」と総称する）。その後、中国では、スマートフォンはWAPI検査を通過しなければ工業情報化部が承認した電信設備番号及びネットワークへの加入許諾を得られないこととなり、係争標準は既に事実上、強制実施されていた。

西電捷通公司是、標準起草チームのメンバーの一員として、係争標準の起草業務の制定に参加していた。西電捷通公司是、係争標準において実現した技術案が西電捷通公司の特許権に関わる場合、「西電捷通公司又はそれが委託して権利付与された第三者は、当該標準特許権の使用の申請者のいずれにも、合理的で無差別的な期限及び条件において特許権の権利許諾を協